

令和6年度第1回療育支援専門部会 議事概要

1 日時 令和6年8月23日（金） 午後6時から

2 場所 千葉県庁中庁舎10階 大会議室

3 出席者

（1）委員

石井委員、小澤委員、加藤委員、嘉門委員、川寄委員、新福委員（部会長）、鈴木美智子委員、田熊委員（副部会長）、竹内委員、田中委員、田邊委員、服部委員、保坂委員、前本委員、三川委員、三田委員、宮田委員、吉野委員

（2）県

丸山障害福祉事業課長 星野障害福祉事業課副課長 外

4 議題

（1）第七次千葉県障害者計画の進捗状況について

（2）令和6年度重点事業について

（3）障害児等療育支援事業について

（4）医療的ケア児等支援センター（ぽらりす）について

（5）医療型短期入所事業所開設支援事業について

議題（１）第七次千葉県障害者計画の進捗状況について
《事務局説明》

（鈴木委員）

保育所等訪問支援事業所について、未設置となっている市町村はどこでしょうか。

（事務局）

申し訳ありません。本日は手元に資料がございませんので、後ほどご説明させていただきます。

（保坂委員）

資料１－２の１ページ目にある「短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）」について、評価はＡとなっており、「調査の結果、目標値を達成した」と記載されていますが、この評価はどのような調査結果に基づくものなのでしょうか。

（事務局）

県として指定業務を行っており、その指定事業所数を積み上げた結果です。

（保坂委員）

現場の実感としては、まだ圧倒的に足りないと感じています。実際に利用したい保護者からすると、評価がＡという状況にはまだ至っていないのではないかと感じたため、質問させていただきました。

（新福部会長）

ご指摘ありがとうございます。短期入所については、利用を希望される保護者の皆様にとって、まだ十分な状況とは言えないことは認識しております。施設側として充実に努めてまいります。

（吉野委員）

目標値と実績値の計算方法について、目標値は各市町村から上がってくるものを積み上げたものなのでしょうか。また、実績値とは、指定申請を受けて事業所を指定した数を指しているのでしょうか。

（事務局）

目標値については項目ごとに異なりますが、基本的には過去３年間の事業所数の伸び率を参考に設定しております。また、項目によっては「全市町村に設置する」といった考え方に基つき目標を定めています。実績値については、県が指定した事業所数をデータベースで集計し、その数値を実績として記載しております。

（嘉門委員）

療育支援コーディネーターの配置人数についてお伺いします。評価はＥとなっていますが、療育支援コーディネーター養成研修は現在どの程度実施されているのでしょうか。私の認識では、あまり実施されておらず、人数が増えにくい状況ではないかと感じています。

(事務局)

県主催による療育支援コーディネーター養成研修については、現在実施しておりません。

(嘉門委員)

療育支援コーディネーターになりたい方もいますので、研修を実施すれば増えていくと思います。来年度以降の開催をご検討ください。

(事務局)

療育支援コーディネーターについては、地域で関係機関をつなぎながら支援をコーディネートしていただく役割かと思います。現在は中核地域生活支援センターなど、同様の役割を担う体制も整備されてきています。そのため、療育支援コーディネーターという位置付けを今後どのように考えていくかについて、改めて検討する必要があると考えています。

(三川委員)

療育支援コーディネーターについて、資料には、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により事例検討会議の開催ができなかったと記載されていますが、今年度は状況も改善していると思いますので、開催状況について教えていただけますでしょうか。

(事務局)

療育支援コーディネーターの役割は重要ですが、現在は他にも支援やコーディネートを担う機関が整備されています。そのため、今後の検討会の在り方については、関連事業との整理も含めて検討しているところです。

(三川委員)

現場で行われている取組や成果を吸い上げ、情報共有するという目標もあるようですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

(事務局)

機会を捉えて可能な限り皆様へお知らせしていきたいと考えております。

(前本委員)

療育支援コーディネーターについて、昨年度の部会において、県から療育支援コーディネーター制度の見直しについてのお話がありました。その後、県とも意見交換をさせていただきました。療育支援コーディネーターは特定の職種として存在するものではなく、地域の事業所に所属しながらアセスメントを行う心理職と社会福祉職の役割があります。地域生活支援事業で若干のプラスの援助があるということで、香取、海匝、長生の3圏域で実施しています。県では療育支援コーディネーター連絡協議会を設置し、県主催で実施することになっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、その後再開されていません。このため、県として実態を把握する機会が失われている状況だと思います。まずは療育支援コーディネーター連絡協議会を今年度開催し、現場の活動状況について、コーディネーター本人、所属事業所、市町村担当者などから直接意見を聞いていただきたいと思います。

(事務局)

コロナ禍以降、関係者の皆様から意見を伺う機会が十分に確保できていなかったことは認識しております。療育支援コーディネーターの在り方も含めて検討してまいります。

(前本委員)

在り方の検討もしていただいて結構ですが、まずは県が年に1回実施すると定めている連絡協議会を開催してください。それはマストだと考えています。

(事務局)

昨年度からいただいているご意見も踏まえ、会議の開催も含め、内部で改めて確認し、検討を進めてまいります。

(服部委員)

療育支援コーディネーターについてですが、私自身、この会議に参加するようになってから、この存在を知りました。保育所やこども園では、療育支援コーディネーターの存在を知らないと思います。どういう形で周知しているのでしょうか

(事務局)

療育支援コーディネーター制度について、関係者への周知は特段行っていません。今後、制度の在り方を検討する中で、活動内容や役割の周知についてもあわせて検討してまいります。

(加藤委員)

県全体の数値としては目標を達成している事業であっても、地域ごとに見ると十分できない状況があります。県全体の実績だけでなく、地域ごとの状況も把握していただきたいと思います。現状不足している地域が増えてこそ目標達成であり、第8次計画ではその点が改善されれば良いと思っています。

(事務局)

ご指摘のとおり、地域差の存在は認識しています。一方、不足している地域で県が事業所に直接働きかけるとするのは難しい面があります。

(新福部会長)

見える化をすることで、事業所の少ない地域に開設を検討しようというケースもあるかもしれませんのでご検討いただきたいと思います。

(川寄委員)

ライフサポートファイルについてお伺いします。ほとんどの市町村で導入されていますが、関係機関で情報共有するための有用なツールだと理解していますが、現場では十分に活用されているとは言い難い状況があります。良い活用例を市町村に共有する仕組みを検討いただきたいと思います。

(事務局)

優れた活用事例などを共有していきたいと考えております。

議題（２）令和６年度重点事業について 《事務局説明》

（小澤委員）

令和４年度の決算額は資料に記載されていますが、令和５年度についてお伺いします。特に、医療型短期入所事業所開設支援事業は非常に重要な事業であり、１，６００万円の予算が計上されていたと思いますが、実際の決算額はいくらだったのでしょうか。また、この予算規模が適切であったのか、あるいは改善が必要だったのかについてもお聞かせください。

（事務局）

令和５年度の決算額は、正確な数字は手元にありませんが、おおむね６００万円程度となっています。令和５年度当初予算の内訳としては、１，０００万円が医療型短期入所事業所の開設時に必要となる備品整備費への補助、残りの６００万円が事業者への委託による開設支援事業の経費となっています。結果として、備品整備費の補助については執行に至らなかったため、今後は補助制度のあり方や予算規模について見直しを検討していきたいと考えています。

（小澤委員）

令和６年度も引き続き、事業者への委託による開設支援や事業所の掘り起こし等を実施しているという理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

そのとおりです。

（石井委員）

私どもも開設支援事業に関わっていますが、事業所を開設して初めて必要な備品が分かるケースが少なくありません。開設前の段階では、どのような備品が必要になるか十分に見通せないことがあります。開設後に「この備品が必要だった」と判明しても、現行では補助対象となりません。せっかく開設してくださった事業者に対し、補助制度が活用できるよう検討していただきたいと思います。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、実際に事業を開始してから初めて必要な備品が分かることも少なくないと思います。整備費補助を今後も継続する場合には、開設後にも活用できる仕組みを含め、検討してまいります。

（吉野委員）

「障害のある子どもの療育支援体制の充実」に関連して、ペアレントメンターによるグループ相談会、ペアレントメンターコーディネーターについて、実際にペアレントメンターの方々に相談に乗っていただく機会がありますが、「ペアレントメンターになるにはどうすればよいのか」「資格試験のようなものがあるのか」といった質問を受けることがあります。制度の概要や、ペアレントメンターになるための要件について教えていただければと思います。

(田熊委員)

委託事業者の千葉県発達障害者支援センターです。現在、ペアレントメンターの実働は約30人です。養成事業は開始から10年以上経過しており、3、4年に1度、直近では昨年実施しました。募集に当たっては、ホームページの掲載や県内全市町村への案内を行っていますが、さらに周知を行いたいと考えています。ペアレントメンターは、資格試験によって認定されるものではありません。地域の親の会や関係団体等で活動されている保護者にメンターとして活躍していただく目的のため、個人でやりたいという方はお受けしていません。

(三川委員)

メンターとして活動しております。活動内容としては、自らの子育て経験をもとに経験を共有するのが中心となっています。相談者の状況に応じて、例えば情報整理を支援したり、不安に思っている保護者に対しては支援につながる方法があることを伝え安心感を提供しています。

(吉野委員)

制度の仕組みがよく理解できました。市町村だけでなく、特別支援学校のPTA、自閉症協会、育成会、各種親の会などにも積極的に周知していただきたいと思います。ペアレントメンターは当事者同士なので、相談しやすい存在です。気軽に相談できるようメンターの方が近くにいらっしゃると助かります。

(服部委員)

ペアレントメンターによるグループ相談会は非常に良い事業だと感じています。支援を必要としている保護者の中には、自ら情報を検索したり相談先を探したりすることが難しい方も少なくありません。現在、市町村には情報提供されているとのことですが、必ずしも各保育所まで情報が届いていません。千葉県保育協議会を通じて情報提供いただければ、加盟する保育所等へ広く周知することができます。保育現場から保護者へ直接情報を届けることも可能になりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

議題（３）障害児等療育支援事業について

（前本委員）

療育支援事業受託事業所の連絡協議会を構成し、各事業所間で情報共有を行いながら活動しています。毎年実績報告を確認していますが、各事業の実施割合は大きく変わっていないという印象を持っています。私たちも毎年アンケート調査を実施していますが、ほぼ同様の結果となっており、現状については理解しています。一方で、この事業は児童福祉法上の法定サービスだけでは十分に支援が行き届かない子どもたちを支えることを目的として実施されていると理解しています。そのため、多様な支援内容が設定されており、法定制度では対応しきれない部分を補完する役割を担っています。施設支援や家庭訪問による相談支援など、柔軟な支援が可能であることは本事業の大きな特徴です。また、放課後等デイサービスを利用していない子どもたちや、既存サービスでは十分な支援につながらない子どもたちの居場所づくりにも活用できるため、やりがいを感じています。しかしながら、実績を見ると外来療育支援個別事業の割合が非常に高くなっています。この支援自体は重要ですが、都市部では民間事業者等によるサービス提供も進んでいる状況があります。本来の事業趣旨である「法定サービスでは対応できない子どもたちへの支援」という観点では疑問を感じています。

また、地域によって普及状況に差があるように感じています。今後は実績の「量」だけでなく、事業の「質」や地域的な偏りについても検討していただきたいと思います。都市部・地方部を問わず、必要とする子どもたちに制度が確実に届くような工夫をお願いしたいと思います。

（事務局）

事業の質の向上や、県内全域でサービス提供が行える体制づくりについて、今後とも取り組んでまいります。

（新福部会長）

私からも一点、療育等支援事業について意見を申し上げます。現在、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、多様な障害児支援サービスが提供されていますが、特に都市部では事業所数が増加する一方で、支援の質に課題がある事業所も存在すると聞いています。そのような中で、療育等支援事業における施設支援は非常に重要な役割を果たしていると考えています。受託事業所が各施設へ訪問し支援を行うことで、質を底上げすることが期待できます。今後は、どのように事業所へ入り込み、効果的に支援していくかといった活用方法についても、県において検討していただければと思います。

（事務局）

施設支援については、保育所、幼稚園、学校、保護者等に対して助言を行うにあたり、県の受託事業であることによって支援に入りやすくなる側面もあります。施設支援がきっかけとなり、早期発見や早期支援につながるケースもあります。本事業は多くの関係者から評価をいただいている取組でもありますので、今後も皆様からご意見をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

（前本委員）

補足ですが、連絡協議会では、本事業を紹介するパンフレットを作成しています。県のご

協力もいただきながら、相談支援専門員向け研修等で配布を行っています。受託のハードルはそれほど高くありませんので、パンフレットをご覧になった事業所からの実施意向もあります。また、地域によっては市町村担当者が本事業そのものを十分に認識していない場合があります。事業内容や受託の仕組みについて市町村にも周知いただき、活用につなげていただければと思います。受託事業所の増加につながる可能性もありますので、ご対応をお願いいたします。

議題（４）医療的ケア児等支援センター（ぼらりす）について

《事務局説明》

（新福部会長）

開設から３年目を迎え、地域の皆様への周知が着実に進んできていると感じています。これからもご活躍を期待しています。

議題（５）医療型短期入所事業所開設支援事業について

《事務局説明》

（石井委員）

この事業を外部から支援する立場として関わっています。開設後の利用者を増やすため、子どもの状態や受け入れ体制のマッチングが重要です。保護者においては老健での新規開設事業所に預けることについて不安があるようですが、まずはやってみてうまくいけば続ければ良いと思っています。

（事務局）

実際に支援を受けて事業所が開設された後も、現場レベルでは「どのような利用者を受け入れればよいのか分からない」といった相談が寄せられています。そのため、市町村、事業所、施設担当者、委託事業者など関係者が集まり、受入れに向けた検討や情報共有を行う機会を設けています。例えば、対象となる利用者の範囲を整理し、重要事項説明書等の準備を行う。そして、受入経験のあるケースから開始し、母子同伴の日帰り利用から段階的に実施する。その後、宿泊利用へ移行するといった形で段階的に現場が無理なく受入れできる体制づくりを進めています。今後も情報共有を継続し、アフターフォローに力を入れてまいりたいと考えております。

（吉野委員）

医療型短期入所とは別に、保健所が調整する緊急時の受入制度があったと記憶しています。私どもの事業所でも、過去に緊急的な対応が必要となった際、健康福祉センターの調整により、療養型病床を活用した受入れを何回か利用したことがあります。対象は重症心身障害者でしたが、当時は非常に迅速に対応していただきました。このような緊急受入制度と、現在進められている医療型短期入所事業との関係や整合性については、どのように整理されているのでしょうか。

（事務局）

委員からご指摘のあった、保健所を経由した緊急的な受入制度につきましては、現時点で詳細を把握できておりません。そのため、まず制度内容を確認し、制度間で支障が生じないよう運用を検討してまいりたいと考えております。

議題外

(吉野委員)

資料1-2を見ると、放課後等デイサービス事業所数は年々増加しており、目標値・実績値ともに上昇しています。このことについて、課題解決のための提案というよりは、現場で感じている状況を共有させていただきたいと思います。私どもの団体では毎年アンケート調査を実施しています。近年は、不登校児への個別サポート加算などが創設され、子どもやその家族に対する支援が充実してきたことは大変ありがたいと感じています。一方で、私が住む市町村では、不登校児の数が急増しています。学校教育法上の不登校児だけでも相当数がおり、1校につき4、5人います。さらに統計には表れないケースを含めると、実際にはその倍程度いるのではないかとされています。事業所数の増加は、支援を必要とする子どもや保護者のニーズの高まりを反映しているのではないかと感じています。特にコロナ禍を経て、困りごとを抱える子どもや保護者は確実に増えていると実感しています。また、学校に行く習慣がついていない子どもは、社会性の獲得や人との関わりに課題を抱えるケースも少なくありません。学校の先生方も懸命に対応されていますが、過去に経験したことのない状況への対応が求められています。特にコロナ禍を経て、不登校や生活課題を抱える子どもたちが増加していることを強く感じています。そのため、単純に事業所数や利用者数が増えたという数字だけでは、現場の実態は十分に表せないのではないかと思います。最も困っているのは子ども本人とその家族であり、その背景には生活困窮や養育環境など複合的な問題も存在しています。療育支援部会としても、こうした現状について共有しながら、今後どのような支援が必要かを考えていく必要があるのではないかと思います。発言させていただきました。

(竹内委員)

医療的ケア児の通学に関わる保護者支援モデル事業が開始されました。これは本協議会でもこれまで要望を重ねてきた内容であり、関係する皆様にもぜひ知っていただきたいと思います。医療的ケア児の多くはスクールバスの利用が難しく、保護者が送迎を担っています。そのため、保護者は就労との両立が難しくなるなど、大きな負担を抱えています。また、訪問学級についても、医療的ケア児や重症心身障害児に対応が可能な放課後等デイサービス等での実施を県が認めました。これも画期的なことです。少しずつではありますが、改善されてきていると感じていますので、その状況を皆様と共有したいと思いました。

(特別支援教育課)

本事業は、医療的ケアが必要であることなどを理由としてスクールバスの利用が困難な県立特別支援学校の児童生徒を対象に、送迎に関する保護者負担の軽減を図るために開始した事業です。保護者の代わりに、県教育委員会が契約した福祉タクシー等の車両に訪問看護事業所等の看護師や介護士が同乗し、児童生徒を学校へ送迎します。令和6年度はモデル事業として、松戸特別支援学校、船橋特別支援学校、船橋夏見特別支援学校、桜が丘特別支援学校、袖ヶ浦特別支援学校の5校で実施しています。利用回数は、現時点で児童生徒1人当たり年間17回程度を想定していますが、年度途中に利用状況を確認しながら調整を行う予定です。現在、利用希望の調査をしているところであり、9月以降、事業を開始していく予定です。初めての取組であることから、対応する事業者を見つけられていない保護者もいるなど課題もありますが、放課後等デイサービス事業所や訪問看護事業所など関係機関の皆様にもご協力をお願いしたいと考えています。また、訪問教育に関しては、個別の状況によって対応が異なりますので、特別支援教育課および療育支援班へご相談いただきながら進めていくことになります。